

早稲田大学エクステンションセンター海外プログラム約款

第1条 (約款)

申込者は、この約款を熟読し承諾の上、学校法人早稲田大学のエクステンションセンター（以下センターとします）に対し、表記の通りの海外短期留学プログラムに申し込むものとします。本約款においては、海外の大学をはじめとする教育機関等による短期留学プログラムあるいは語学プログラム等への出願登録申込代行業務を登録代行業務プログラム、センターと海外の教育機関等との共同企画・開発による短期留学プログラムやセミナープログラムを企画プログラムとします。

第2条 (成立)

この約款に基づく海外短期留学プログラム契約は、申込者が提出した申込書の内容が次条に定める拒否事由のいずれにも該当しないこと、並びに当センターより申込書受理の通知を行ったときに成立するものとします。

第3条 (拒否事由)

センターは、この約款に基づくプログラムの申込があった際、次に定める事由の一つあるいは複数認められる場合は、申込をお断りすることがあります。

- ① 申込者の学業成績、必要とされる語学能力その他が、当該海外教育機関等あるいはセンターが当該プログラムについて定める条件に達していないと、センターが認めた場合。
- ② 申込者が未成年あるいは学生である場合には、申込にかかる留学について親権者の同意がない場合。同意については、原則として申込書の法定代理人の同意に関する所定欄への親権者による記入と印を以て確認いたします。
- ③ 申込者が希望するプログラムの定員に受け入れ可能な余裕がない場合など、客観的にプログラム参加が認められる可能性が無いことが明らかな場合。
- ④ 申込者が希望するプログラム実施先機関において、当該プログラムの申込手続の期限までに、必要な手続が完了できる見込みが無いとセンターが判断した場合。
- ⑤ プログラム実施先機関が不適当と認めた場合。
- ⑥ その他センターが不適当と認めた場合。

第4条 (サービスの範囲)

センターは、この約款に基づいて、申込者の希望する留学先に対する留学申込など登録手続の代行、プログラムの企画・開発、およびオリエンテーションや情報提供などを行うものであり、登録を代行したプログラムの内容そのもの、申込者の希望する留学先での課程の修了、留学後もしくはプログラム修了後の就職等について、申込者に対し、何らの保証を行うものではありません。

なお、センターの海外短期留学プログラムに含まれるサービスは、次のとおりです。

1. 入学手続 (登録代行業務プログラム)
当該海外教育機関に対し、入学願書またはそれに相当するものと必要書類を送り、入学許可があった場合に入学許可証 (プログラムによっては無い場合もあります) を取り寄せ、当該プログラムを実施する当該教育機関への入学申込登録の手続を代行します。
2. プログラムの企画・開発・実施・運営 (企画プログラム)
センターでは、海外教育機関等と協力し、社会的に意義のある大学としてのプログラムを企画・開発し、実施・運営をします。センターでは、当該海外教育機関等とプログラムの実施・運営に関わる契約等を以て、その契約に定める責任範囲に基づきプログラムを実施します。
3. 滞在先手続
 - ① 登録代行業務プログラム
当該海外プログラム参加にともなう寮などの申込手続を代行します。ただし、申込者の希望により入寮しない場合、もしくは留学先教育機関等が寮などの滞在施設を持たないとき、また寮などの滞在施設を有していても利用ができないときなど申込手続ができない場合は、この申込手続の代行はいたしません (なお、教育機関等によっては、出発日以前に寮など滞在先の住所・部屋番号がわからないところもあります)。
 - ② 企画プログラム
当該海外プログラム参加にともなう寮などの申込手続をいたします。ただし、センターの責によらない事由で滞在先が確保できない場合には、センターはその責を負いません。
4. 旅行部分、海外傷害保険加入等に関する手続紹介 (登録業務プログラム・企画プログラム共通)
 - センターでは、参加者のプログラム参加に際し、日本からプログラム実施地等への航空券の手配につきセンター指定の旅行業者を紹介いたします。
 - 海外傷害保険加入手続については、センター指定の旅行業者、保険会社等を紹介いたします。通常、アメリカの大学および語学コースをはじめ海外の留学生等を受入れている学校では留

学生等に保険の加入を義務付けています。病気・怪我・不慮の事故・事件などが起こらない保証はありませんので、海外傷害保険にはぜひ加入されるよう強くおすすめします。

- なお、センターの責によらない事由で上記手配などができなかった場合には、センターはその責を負いません。また、プログラムの申込をしないで、これらの手配だけを切り離して利用することは、できません。
5. プログラム参加費用の支払い
プログラム実施先大学等へのプログラム参加費用その他諸費用等 (第6条 (2) 等参照) の支払手続を代行します。所定の納付日までに、指定の金額を指定の口座にお振込みください。
 6. 出発前の準備
センターでは、留学生としての心構え、異文化コミュニケーション、生活に必要な電話・クレジットカード・保険の利用の仕方などを紹介した資料の配布や、担当職員が随時行う留学やプログラムに関するアドバイス、出発前のガイダンスなどを通じオリエンテーションを行います。オリエンテーション参加にともなう交通費は参加者が負担してください。
なお、オリエンテーションの形態は、プログラムにより多少異なりますので、詳しくは、センターの各担当職員にお問合せください。
 7. 健康診断書の提出について
慢性疾患をお持ちの方や、身体の不自由な方など、健康上特別な配慮を必要とする方は、お申込時の際、プログラム申込書にその旨の詳細をご記入のうえ、お申し出ください。可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、医師の診断書等をご提出していただくことがございます。診断の結果によっては、現地に確認した上、申込をお断りさせていただきます場合もあります。

第5条 (必要書類)

プログラム参加に必要な書類は、センターより別途手紙等によりご連絡します。指定された書類は、必要事項を指定された言語にて記入の上、必ず指定の期日までにセンターの担当職員までご提出ください。

第6条 (諸費用)

- (1) プログラム申込金
センターで扱う各海外プログラムには、「申込金」があります。申込書と同時に指定する口座にお支払ください。
- (2) プログラム費用
センターでは、入学申込手続代行料、プログラム企画・開発料、入学登録料、入寮予約金、授業料、寮費、各種提供サービス料、その他当該プログラム参加に関わる費用については、大学等からセンターに寄せられた資料に基づいて算出し、申込者に請求します。また、これらの費用については、大学等その他支払先の事情により、予告なしに変更される場合があります。
- (3) その他の費用
 - 以下に掲げる費用は、上記の費用に含まれません。申込者の利用希望や必要性に応じて、センターが紹介する指定業者、または申込者自身が選ぶ業者等に申込者において直接お支払ください。
 - ① 海外傷害保険料
 - ② パスポート申込書類作成料
 - ③ ビザ取得に関する費用
 - ④ トラベラーズチェック等作成に関わる費用
 - ⑤ 往復等の旅行部分 (一部プログラムを除く) およびホテル滞在費等

第7条 (為替差損・差益)

プログラム参加費用ならびにその他の諸費用をセンターが代行して海外に支払うにあたっては、早稲田大学が定めた日程の為替レートにて決済します。センターが日本円でお預かりした参加費用ならびにその他の諸費用について、これをお預かりしてから教育機関への送金等までの間に為替レートが変更して差損あるいは差益が生じた場合でも、当初設定した所定の為替レートを優先し、特に精算を行わないものとします。

第8条 (プログラム参加費用の支払い)

第6条に定められたプログラム参加費用等の支払いは、必ず指定された期日までに指定の口座に振込みにて送金してください。指定の期日までに入金されない場合、プログラム参加手続を停止する場合があります。また、センターの責によらない事由でプログラム参加費用等が変更された場合にも、センターの指示する方法で必要な差額をお支払ください。

第9条（申込後の取消しとキャンセル料）

申込者が、プログラム契約の成立後その参加費用をお支払いになる前に、その契約を取り消される場合には、所定のキャンセル料をお支払いいただきます。次条及び第11条に定めた場合を除き、申込者において既にプログラム費用を支払われた場合には、プログラムによってはキャンセル料を除き一部返金できる場合があります。

原則として、プログラム開始日より起算してさかのぼり、次表にしたがって、キャンセル料を支払っていただきます。キャンセル料等の詳細については、センターの各担当職員にお問い合わせください。

当センターでお取扱いするキャンセル料は、パンフレットに記載の無いかぎり、原則として入学手続代行料・授業料・滞在費用に関してとなります。なお、航空運賃等旅行費のキャンセル料については、別途各旅行会社が定めた約款に基づきお支払いいただくこととなります。

（キャンセル料金表）

申し込み契約の取消期日	キャンセル料（おひとり）
申込締切日まで	0% （但し返金手数料 1,000円がかかります）
申込締切日の翌日からプログラム開始日の前日から起算してさかのぼって41日目に当たる日まで	プログラム代金の10% （返金手数料込）
プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降3日目に当たる日まで	プログラム代金の30% （返金手数料込）
プログラム開始日の前日および前々日	プログラム代金の50% （返金手数料込）
プログラム開始日以降	プログラム代金の100% （返金手数料込）

※一部のプログラムについては、キャンセル料が上の基準のほかに違約金がかかります。詳細は、該当するプログラムのページに記載されております「プログラムキャンセル料について」およびプログラム契約成立後に配付する冊子「今後の手続きについて」を必ずご覧ください。但し、キャンセル料および違約金の合計がプログラム費用を超える部分については、請求いたしません。これらは全てキャンセル成立日を基準に、円建てでお支払いいただきます。生じる為替差損・差益の取扱につきましては、当約款の第7条を適用します。

第10条（各種手続の継続ができない場合）

指定の期日までに必要な書類あるいは費用が申込者から提出・送付・入金されない場合など、センターの責によらない事由により各種手続が遂行できなかった場合、既にセンターに支払済みの費用等は、一切これを返金しません。また、その期日に応じて申込者より所定のキャンセル料を申し受けることがあります。

第11条（センターからの解約）

- 申込者に次に定める事由が生じた場合、センターは催告の上この約款に基づくプログラム契約を解約することができるものとします。この場合、プログラム費用をはじめとして、センターが申込者より受領した費用については、一切これを返金しません。
 - 定められた期日までに、第5条に定められた必要な書類が提出されないとき。
 - 定められた期日までに、第6条に定められた必要な費用の支払いがなされないとき。
 - 申込者が所在不明、または一ヶ月以上にわたり連絡不能となったとき。
 - その他センターがやむを得ない事由があると認めたとき。
- 本約款第2条に基づき、海外短期留学プログラム契約が成立した後申込者の申込について本約款第3条に記載する拒否事由が発見された場合には、センターは、申込者から受領した費用等を返金すること（但し、利息は付きません）により、当該プログラム契約を解除することができるものとします。

第12条（プログラム不参加の免責事項）

センターは、次に例示するようなセンターの責によらない事由により、申込者がプログラムに参加できなかった場合には、責任を負いません。また、センターが申込者より受領した申込金については、一切これを返金しません。

- 通信または先方大学側の事情により入学許可証が期日までに届かず出発できなかった場合。
- 申込者の語学能力等が希望する留学先が要求する入学許可基準またはコース参加基準に達していないために入学許可あるいはプログラム参加許可が得られなかった場合。

- 申込者がパスポートまたはビザを取得できない場合、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。
- ④天災地変、戦乱、暴動、伝染病による隔離、その他、不可抗力の事由による場合。

第13条（プログラム参加期間中の責任）

プログラム参加中は、何事も申込者本人の自覚と責任において行動するものとし、センターは一切の責を負わないものとします。自由時間の行動については、各自で注意願います。申込者の故意・過失・受入国の法令・公序良俗もしくは受入機関・滞在先の規則等に違反した行為により生じた責任・損害等はすべて申込者個人の負担となります。

第14条（プログラム参加中の免責事項）

センターは、本約款に記載された範囲内でプログラムを実施します。センターは、次に例示するようなセンターの責によらない事由により、申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。また、センターが申込者より受領した費用については、一切これを返金しません。

- ①プログラム参加に伴う海外旅行期間中の交通事故（飛行機、汽車、電車、自動車、バス等の交通手段に搭乗中の事故並びに歩行中の交通事故等）に基づく損害。
- ②プログラム参加期間中、寮、ホテル、ホームステイ先、プログラム実施場所、街中等において、第三者の不法行為、又は地震、火災、戦争、ストライキ、暴動、その他の不可抗力によって発生した損害。
- ③プログラム参加中の食中毒、病気感染、病気等に基づく損害。
- ④現地のプログラム実施機関の責に帰すべき事由により、又は地震、火事、戦争、ストライキ、暴動、その他の不可抗力により、プログラムの開始、又は続行ができなくなったことによる損害。

第15条（緊急連絡先）

申込者が、プログラムに参加中、日本国内等から家族や知り合いなどが申込者に緊急の連絡などをする場合の連絡先は、出発前のオリエンテーションにおいてお知らせしますので、出発前にかかわらず家族や知人に伝えておいて下さい。

第16条（授業内容等の変更）

センターは、留学先大学等から送られてくる最新資料に基づきプログラムを実施しますが、留学先大学等の事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他プログラム実施内容等に関する変更については責任を負いません。

第17条（裁判管轄）

本約款に基づくプログラムに関する紛争について、訴訟によってこれを解決する場合、東京地方裁判所のみを管轄裁判所とします。

第18条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第19条（発効期日）

本約款の内容は、2009年7月1日以降に申し込まれるすべてのセンターの海外短期留学プログラムの申込契約に適用されます。

第20条（その他）

- 短期留学プログラム申込書に記載された情報については、プログラム実施の必要に応じて、受け入れ先の機関・旅行会社に提供することがあります。
- プログラム参加費用を銀行振込にてお支払いの場合には、金融機関の発行する振込金の受領書を持って領収書に代えさせていただきます。
- 受入家庭、宿泊施設側の都合により、一度決定された滞在先が現地到着前、もしくは現地到着後に変更になる場合があります。
- 滞在先での部屋の整理整頓・掃除・洗濯等は、参加者ご自身で責任を持って行ってください。
- 一度決定された受け入れ家庭について、人種・宗教・職業・家族構成等を理由に変更や取り消しはできません。
- 留学中に、やむを得ぬ事由により帰国する必要がある場合には必ず受入機関・滞在先およびセンターにその旨を連絡してから帰国するようにしてください。
- 休暇中またはプログラム終了後に自由旅行をされる場合には、旅行先・旅行日程・旅行中の連絡先をあらかじめ日本のご家庭及び受入機関に連絡するようにしてください。
- プログラム期間中のレンタカーの運転は禁止します。
- 貴重品については参加者ご自身で責任を持って管理するよう心がけてください。大切なものは必ずスーツケースに入れ、鍵を掛けてしまっておくことをお勧めします。